

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**障害者総合支援法の
対象難病が拡大します**

7月から、障害福祉サービ
スなどの対象となる難病の種
類を32疾病に拡大します。詳
しくはお問い合わせを。

区役所(1階)の保健福祉課 HP
**心の輪を広げる体験作文・
障害者週間ポスターを募集**

内 作文ⅡB 4判縦書き400字詰
め原稿用紙。小中学生は2枚
、4枚、高校生以上は4枚、
6枚。ポスターⅡB 3判か四
つ切り(縦長)。小中学生のみ。
中学生は標語を入れても可。
申 7月1日(水)から区役所、学
校などで配布する応募用紙を、
8月31日(月)(必着)まで。
問 障がい福祉課(21) 2936

家庭医学講座

内 ①骨粗しょう症の予防と治
療②乳がんの治療と乳房再建
いづれも個人相談あり。

日 ①は8月1日(土)、②は9月
5日(土)。いづれも13時30分。
所 医師会館(中央区大通西19)。
問 健康企画課(622) 5151

精神療養講座

内 ①心の健康②精神障がい
のある方が活用できる制度。

日 ①は7月18日(土)、②は8月
8日(土)。いづれも14時~16時。
所 WEST19(中央区大通西
19)。

問 市コールセンター(222)
4894
は たらつ健康まつり

内 健康相談、骨量の測定など。
日 7月22日(水)10時~15時。
測定は14時まで。社会福祉総
合センター(16階)。

対 60歳以上の方。
問 清田老人福祉センター(85)
8500

医療受給者証の更新申請

有効期限が9月30日(水)まで
の指定難病、ウイルス性肝炎
進行防止対策、橋本病重症患
者対策医療受給者証をお持ち
で、更新を希望する方は、9
月30日(水)までにお住まいの区
の保健センターへ申請してく
ださい。

問 区役所(1階)の健康・子ど
も課(ただし、東区は(71))
3211

介護保険



△介護保険負担割合証の送付
65歳以上で一定以上の所得
がある方は、介護サービスの
自己負担割合が2割になりま
す。要介護(要支援)認定を
受けている方には、自己負担
割合(1割か2割)を記載し
た「介護保険負担割合証」を

7月末に送付します。
問 区役所(1階)の保健福祉課
国民健康保険

△保険料が決まりました
1年間の保険料は左表の①
の合計となり、最高限度
額は⑩⑪⑫となりました。

なお、一定の所得以下の世
帯は、均等割額と平等割額が
減額となる場合があります。

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の26年 中の所得から33万 円を差し引いた金 額の合計額 ×8.89%	④各加入者の26年 中の所得から33万 円を差し引いた金 額の合計額 ×2.91%	⑦40歳~64歳の各 加入者の26年中の 所得から33万円を 差し引いた金額の 合計額×3.05%
均等割額 (人数割額)	②16,730円 ×加入者数	⑤5,470円 ×加入者数	⑧6,460円×(40歳 ~64歳の加入者 数)
平等割額 (世帯割額)	③1世帯当たり 31,910円	⑥1世帯当たり 10,430円	⑨1世帯当たり 9,400円
最高限度額	⑩52万円	⑪17万円	⑫16万円

△高齢受給者証の送付

国民に加入している昭和15
年8月2日~20年8月1日生
まれの方には、7月下旬に送
付します。また、昭和20年8
月2日以降生まれの方には、
70歳になる誕生日(1日生ま
れの方は誕生日の前月)中に
送付します。
**△高額療養費限度額適用認定
証などの交付**

後期高齢者医療制度

病院などの窓口で支払う医
療費の支払額が自己負担限度
額までとなる限度額適用認定
証(住民税非課税世帯の方は、
食事代の減額認定を兼ねた認
定証)を交付します。保険証
を持参して申請してください。
**△国民健康保険料の滞納がな
い69歳以下の方、70歳以上の
住民税非課税世帯の方。**
問 区役所(1階)の保険年金課

△新しい保険証の送付

7月下旬に送付します。有
効期間は1年間です。

△減額認定証の交付

病院などの窓口で支払う医
療費や食事代が減額される
「限度額適用・標準負担額減額
認定証」を交付します。対象
は市民税非課税世帯に属する
被保険者です。有効期限が7
月31日(金)までで、27年度も非
課税世帯と確認できる方には、
新しい認定証を7月末までに
送付します。所得が確認でき
ない場合は申請が必要です。
問 区役所(1階)の保険年金課

国民年金

△保険料免除のご相談を

第1号被保険者で、保険料
の納付が困難な方には、申請
により保険料の全額または一
部が免除となる場合があります。
20代の方には、申請し承
認されると納付が猶予される、

若年者納付猶予制度がありま
す(所要条件あり)。
持参するもの 年金手帳、印鑑
(シヤチハタ不可)、前年の所
得を証明するもの(控除額の
記載されたもの)、離職した
方は離職票など。
問 区役所(1階)の保険年金課



人材育成講座

△①女性のためのカフェ起業
内 カフェ経営の実践例など。
日 7月26日(日)~28日(火)13時30
分~16時30分と、29日(水)~8
月4日(木)まで1日。全4回。
所 エルプラザ(14階)など。
対 求職中の女性20人。

**△②観光客おもてなし実践セ
ミナー**



内 観光業界のおもてなし戦
略など。7月28日(火)~11月26日
(木)10時~17時。全6回。
所 北海道経済センタービル
(中央区北1西2)。
対 企業、事業主、観光関連業
界に勤務する方30社。

E = Eメール HP = ホームページ(10ページ)に詳しい内容を掲載しているもの

※費用、申し込み方法の記載がない場合は、それぞれ無料、当日会場へ行く催しです

お知らせ
の
見
方

趣味・教養

スレジャー・ツ

子育ても

暮らし

税

金

職員募集

福祉・健康

保険・年金

事業者向け

その他

広告

就職支援セミナー 求職中の方(学生を除く)が対象です
内日下表の通り。

内容	日時	対象
面接の極意	① 7/16(木)13時30分～15時30分	各24人
就職活動の基本的な流れや知識を学ぶスタートセミナー	② 7/21(火)9時30分～12時30分	
	③ 7/28(火)13時30分～16時30分	
	④ 8/4(火)9時30分～12時30分	
就職活動の知識	⑤ 7/22(水)19時～21時	転職を検討している方24人
	⑥ 8/5(水)9時30分～11時30分	子育て中の女性24人
自己分析	⑦ 7/23(木)13時30分～15時30分	各24人
ストレスとの付き合い方	⑧ 7/27(月)16時～18時	
履歴書の書き方	⑨ 7/30(木)13時30分～15時30分	
職務経歴書の作り方	⑩ 8/6(木)13時30分～15時30分	

所①～④⑥⑦⑨⑩はサンプラザ(北区北24西5)、⑤⑧は東京リーガルマインド(中央区北4西5アステイ45内)。

申7/13(月)から☎。(先着)

申込先 問就業サポートセンター ☎708-8321

※①②の申はがき、FAX、E、直接。上欄必要事項と性別、参加動機①は求職活動状況、②は会社名も)を記入し、①は7月14日(火)、②は16日(木)(いずれも必着)まで。(抽選)HP
申込先 問 地域雇用創造協議会(市役所内/1階)☎(211)2369、FAX(218)5187、E info

市立大学公開講座
市立大学サテライトキャンパス(中央区北4西5アステイ45内)。
9月8日(火)10時～15時30分
市立大学サテライトキャンパス(中央区北4西5アステイ45内)。
対 看護士など40人。500円。

☎、FAX、E。上欄必要事項を記入し、7月11日(土)から。(先着)申込先 問 市立大学サテライトキャンパス☎(218)7500、FAX(218)7507、E kora@acu.ac.jp
ものづくり起業クリエイティブセミナー
デザインの上質な活用など。
① 7月4日(土)・18日(土)・8月1日(土)、② 22日(土)・9月5日(土)・19日(土)。いずれも13時～17時30分、全3回。
ものづくりオフィスSHA R.E(中央区北2東1)。
対 起業を考えている方など各10人程度。1万円。
ものづくりオフィスSHA R.Eで配布中の申込書を、7月11日(土)から。(先着)HP
問 産業振興課☎(211)2372
出張理容・出張美容衛生管理講習会
衛生管理や認知症の方など

に接する際のポイントを学ぶ。
⑧ 8月25日(火)18時30分～20時。所 対 WE S T 19(中央区大通西19)。出張理容・出張美容を行う方など60人。
申 8月4日(火)から。(先着)申込先 問 市コールセンター☎(222)4894、HP
メンタルヘルスの研修講師を派遣
① 1社につき2回まで派遣可能。派遣回数は全30回。
② 10月1日(木)～12月28日(月)1回2時間程度。
対 市内の中小企業など。
申 区役所などで配布中の申込書を、7月31日(金)(必着)まで。(抽選)
問 市コールセンター☎(222)4894、HP
創業塾
① 9月12日(土)・26日(土)・10月10日(土)・24日(土)・11月7日(土)

13時～17時。全5回。
所 サンプラザ(北区北24西5)。
対 1年以内に創業したい方、創業間もない方。2万円。
申 北海道税理士会(中央区北3西20)などで配布中の申込書を、9月4日(金)(必着)まで。
問 産業振興課☎(211)2372
HP
中小企業に補助コンテンツを活用する
市内のクリエイターが生み出すコンテンツを活用する際に掛かる費用を補助。
補助率対象経費の2分の1以内。上限200万円。
対 中小企業者など。
申 インタークロス・クリエイティブ・センター(産業振興センター内/18階)などで配布中の申込書を、8月3日(月)(必着)まで。
問 インタークロス・クリエイティブ・センター☎(817)8911、HP

